## (介護老人福祉施設)特別養護老人ホームさつき荘 (別紙1-1)

## 個室ユニットケア型 利用料金表

<介護サービス費>(10.0円/単位)

(令和5年10月1日改定)

	介護度				
	1	2	3	4	5
基本サービス費	652単位/日	720単位/日	793単位/日	862単位/日	929単位/日
1割負担	652円/日	720円/日	793円/日	862円/日	929円/日
2割負担	1,304円/日	1,440円/日	1,586円/日	1,724円/日	1,858円/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日		1割負担 2割負担	46P 92P	= -
看護体制加算(Ⅱ)口	8単	位/日	1割負担 2割負担		7/日 7/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18単位/日		1割負担 2割負担	18P 36P	9/日 9/日
栄養マネジメント強化加算	11単位/日		1割負担 2割負担	11P 22P	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月		1割負担 2割負担	50P 100	7/月 円/月
入所時初期加算(注1)	30単位/日		1割負担 2割負担	30P 60P	
療養食加算(注2)	6単位/回		1割負担 2割負担	6円/回 12円/回	18円/日 36円/日
安全対策体制加算(注3)	20単位/回		1割負担 2割負担		円/回 円/回
介護職員処遇改善加算	(1ヵ月の利用単位数×		8.3%) 単位	(少数点以下四	<b>舎五入</b> )
介護職員等 特定処遇改善加算	(1ヵ月の利用単位数×2		2.7%)単位	(少数点以下四	捨五入)
介護職員等 ベースアップ等支援加算	(1ヵ月の利用単位数×1.6%)単位		(少数点以下四	捨五入)	

- (注1)入所後30日間、又は1月を超える入院後の再入所の際も30日間、加算されます。
- (注2)疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量および内容を有する 療養食(現在は糖尿病食、貧血食のみ)を提供する場合、1回(1食)ごとに加算されます。
- (注3)入所日の1回のみ、加算されます。

## ※ 利用者負担段階と負担限度額 ※

<u>※ 利用者</u>	<b>『貝担段階と貝担限度額 ※</b>	
利用者負担段階	対象者	
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民 税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民 税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が単身で 650万円(夫婦で1,650万円)以下
第3段階①	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民 税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が単身で 550万円(夫婦で1,550万円)以下
第3段階②	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民 税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等の合計が単身で 500万円(夫婦で1,500万円)以下
第4段階	・上記以外の方	

<sup>※65</sup>歳未満の方は収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

# ≪非課税年金に含まれるもの≫

年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となる。

R5-10月変更料金表 1/3

≪非課税年金に含まれないもの≫

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称で あっても、判定の対象にはならない。

### くその他の料金>

	第1段階	300円/日
食費	第2段階	390円/日
食 費   (注5)	第3段階①	650円/日
(1±3)	第3段階②	1360円/日
	第4段階	1,445円/日(厚生労働省が定めた基準費用額です)
	第1段階	820円/日
居住費	第2段階	820円/日
店住負   	第3段階①②	1,310円/日
	第4段階	2,006円/日(厚生労働省が定めた基準費用額です)

- (注5)食事は1食でも提供した場合は表示金額の負担となります。外泊等で全く提供しなかった場合 は食事の負担はありません。
- ★外泊された場合には、外泊初日と最終日以外はサービス費に代え、外泊時費用として、 外泊時利用料246単位/日と居住費(それぞれ1ヵ月に6日を限度とする)がかかります。
- ★入院、外泊された場合、上記(外泊時費用)経過後の居住費は、**第4段階の** 居住費(2,006円/1日)を請求します。
  - 3ヶ月以上の長期入院の場合、契約を解除していただきます。
  - ◆利用者の負担は、介護サービス費用の1割または2割になります。
    - ①65歳以上の方
    - <介護サービス費が2割負担となる方の基準> ①~④の全てに該当する方 ②市区町村民税を課税されている方
    - ③ご本人の合計所得金額が160万円以上の方(年金収入のみの場合、年収280万円以上)
    - ④同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」が1人で280万円以上 の方、65歳以上の方が2人以上の世帯で346万円以上の方
  - ◆平成30年8月から現役並みの所得のある方には費用の3割をご負担いただきます。対象の 方には個別に料金説明をいたします。

#### 《参考1》1ヵ月(30日) 当たりの利用料金の目安(サービス費負担割合10%の場合) (単位:円)

		介護度				
		1	2	3	4	5
	第1段階	58,485	60,782	63,248	65,578	67,842
_	第2段階	61,185	63,482	65,948	68,278	70,542
合 計	第3段階①	83,685	85,982	88,448	90,778	93,042
н	第3段階②	104,985	107,282	109,748	112,078	114,342
	第4段階	128,415	130,712	133,178	135,508	137,772

<sup>※</sup> 入所時初期加算、療養食加算、安全対策体制加算は含みません。

#### 《参考1》1ヵ月(30日)当たりの利用料金の目安 (サービス費負担割合20%の場合) (単位:円)

		介 護 度				
		1	2	3	4	5
	第1段階	83,369	87,963	92,895	97,557	102,083
^	第2段階	86,069	90,663	95,595	100,257	104,783
合 計	第3段階①	108,569	113,163	118,095	122,757	127,283
н	第3段階②	129,869	134,463	139,395	144,057	148,583
	第4段階	153,299	157,893	162,825	167,487	172,013

	日用品	ティシュペーパー、おしぼり、ウエッティ、歯ブラシ、石鹸、シャンプー、入浴のタオル、バスタオル(これら以外の品につきましては、ご利用者本人又はご家族様でご購入して下さい)
介護保険の費用内で <u>無料</u> で ご提供させていただく主なもの	ナンナンへ	紙おむつ(当施設で提供しているおむつ以外が良い場合は、ご利用者本人又はご家族様でご購入して下さい) この場合は、ご利用者本人・ご家族様のご負担となります。

R5-10月変更料金表 2/3

ご利用者本人の日常着等の洗濯 (施設内で洗濯できない衣類等は、クリーニング店等へお出しします。その実費は、ご利用者本人・ご家族様のご負担となります。)

ベット(含寝具)・車椅子・歩行器・ポータブルトイレ等の介護機器

- 1、職員の配置状況により、加算算定に変更が生じる場合があります。
- 2、記載された料金の他に、ご利用者様の身体状況等に応じて個別で加算が追加される場合があります。
- 3、厚生労働省による介護報酬改定により、基本サービス単位の変更、また、地域区分の単価 変更による1単位当たりの金額が変更になる場合があります。
- ||※上記の件につきまして、利用請求金額が増減されることがありますのでご了承下さい。

# <基本サービス利用料対象外サービス>

下記のサービスは、個人の選択により下記金額または実費相当額をご負担いただきます。

サービスの種別	備考
テレビの持ち込み使用	1,000円/月
冷蔵庫の持ち込み使用	2,000円/月
電気毛布等の使用	1枚につき1,500円/月
個人の趣味、嗜好品	(施設で提供されるおやつは食費の中に含まれて います)
新聞、雑誌等	時価
インフルエンザ予防接種	前もってご連絡の上、ご家族様の申込みによりご 負担いただきます
扇風機の持ち込み使用	500円/月
CD・ラジカセデッキ等	200円以上/月 (※機種による)
携帯電話の充電	100円以上/月 (※機種による)
電気スタンド(LED 10W)の持ち込み使用	50円以上/月 (※機種による)

<sup>※</sup> 上記以外の持ち込み品がある場合は、個々の状況に応じてご負担いただきます。ご相談下さい。

# <基本サービス利用料追加サービス>

下記のサービスは、エアコン設置の居室をご利用の方に下記の金額をご負担いただきます。 (入院などでご利用になっていない期間がある方は、日割り計算をして算出された金額をご負担 いただきます。)

サービスの種別	備考
夏期エアコン使用電気料金	5,000円/月(6月半ば~9月末まで)

### 〇お支払い方法

毎月の利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、原則口座引落としでお支払いをいただきます。毎月、請求書を10日頃お送りし、同月27日(金融機関休業日は翌営業日)に口座からお引き落としさせていただきます。

R5-10月変更料金表 3/3